

若松税理士事務所通信

令和 3年 6月号 No.100

＜ごあいさつ＞

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が延長されました。現在も色々と影響が出ておりますので、より一層の引き続き注意が必要です。そのため、手洗いやうがいなど、感染予防策の徹底を心がけていきましょう。くれぐれもお体ご自愛下さい。

＜生命保険について＞

皆様は生命保険を活用されておりますでしょうか？生命保険の加入目的は、万が一の死亡保障や医療費等、介護費用、貯蓄、老後の保障など様々です。

今回は、法人・個人でできる節税対策をご紹介します。

【法人】

主な保険商品と税務処理、特徴は下記のとおりです。

- ・長期平準定期保険…経理処理は(注)のとおり
⇒長期にわたって解約返戻金の返戻率が上がります。
また、役員退職金の原資に使われることが多いです。
- ・遅増定期保険…経理処理は(注)のとおり
⇒比較的に短い期間に返戻金のピークが来ます。返戻率は高いですが、返戻金は収益となるので対策が必要となります。
- ・養老保険…1／2経費、1／2資産計上
⇒所得税課税をされないためには、全員加入が原則となります。但し、入社後、一定の年数を経過した社員だけを対象にすることもできます。

【個人】

・生命保険、介護医療保険、個人年金保険…所得税と住民税の生命保険料控除

- ⇒支払保険料～最大4万円（旧契約は5万円）ずつ
- ・終身保険等…相続税の生命保険非課税枠
⇒500万円×法定相続人の人数

当事務所では、日本生命とひまわり生命の代理店をしております。証券診断も可能ですので、お気軽にご相談下さい。

※生命保険は、金融商品です。契約内容や解約時期等によっては、お客様の不利益になる場合がございます。

(注) 定期保険の保険料支払における経理処理は、最高解約返戻率によって取扱いが異なります。

＜6・7月の税金関係＞

- ① 4月決算の確定申告・10月決算の中間申告
- ② 個人住民税…特別徴収：6月分以降より毎月 普通徴収：納期限は6・8・10・1月の末日
- ③ 源泉所得税（納特）の納付・・・7月12日まで
- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑤ 固定資産税の納付（第2期分）…7月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出・・・7月12日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新・・・7月12日まで

＜若松家の出来事＞

現在、長男（小3）、次男（小2）、長女（年中）、三男（1才）の父親として育児に奮闘しております。

今年のGWも5連休でしたが、緊急事態宣言の延長のため、県内（野外）で過ごしました。一日は秋吉台サファリランドに行ってきました。エサやりバスは運休や動物のふれあいも一部中止などの制限がありましたが、子供達は十分に楽しめたようです。

また、長男は4月より土曜日の午後に塾へ、次男は5月より週末にサッカークラブチームへ通い始めました。そのため、週末は次男の予定を中心に行動することになりました。二人とも、自分が始めたいと決めたので、それぞれ頑張って続けて欲しいです。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導を頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電 話 : 083-242-1448

FAX : 083-242-1449

E-mail : info@wakamatsu-office.com

HP : www.wakamatsu-office.com

